

働き方改革シリーズ

## ～医師等の働き方改革に資する設備投資減税～

[文責] 医業経営アドバイザー

桜井 裕子

働き方改革の一環として、医師をはじめとした医療従事者の労働時間短縮を促進させるため、一定の設備投資について新たな減税措置が設けられました。

### 1. 制度概要

医療保険業を営む青色申告者(法人又は個人)が、医師等の労働時間短縮に資する一定の設備を取得した場合、減価償却費として、普通償却費の他に取得価額の15%の特別償却費を前倒して計上できる。

### 2. 対象期間

平成31年4月1日から令和3年3月31日までに取得等

### 3. 対象設備

医療勤務環境改善センターの助言の下作成した「医師等勤務時間短縮計画」に基づき取得した、器具・備品(医療用機器含む)又はソフトウェアで、取得価額が30万円以上のもの(適用資産の類型表のほか、設備等の製造メーカー又は販売会社がパンフレット等において医療従事者の労働時間削減につながるような性能として、従来製品より3%以上の効率化を謳っていることが要件)。

例 ICカード、電子カルテ、勤怠管理ソフトウェア 等

詳細は...

宮崎県医療勤務環境改善支援センター

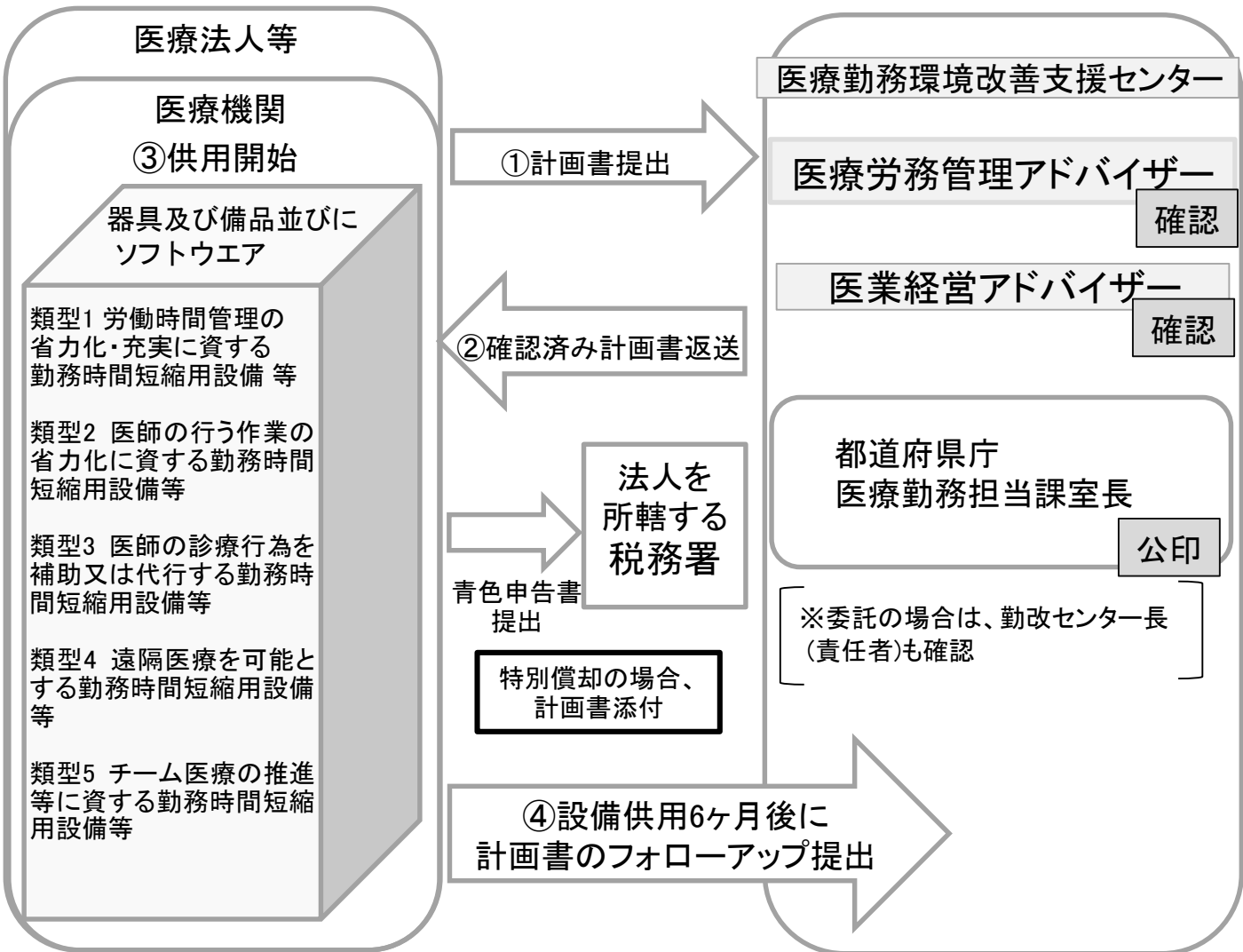
検索



## 【適用の際の留意点】

1. 医療勤務環境改善センターの確認が必要
2. 申告時「医師等勤務時間短縮計画」添付
3. 6か月後に医療勤務環境改善センターへ「医師等勤務時間短縮計画報告書」の提出が必要
4. 中古は対象外
5. 「医療用機器等の特別償却」との併用不可

※適用を受けるには手続きが煩雑ではありますが、制度を上手く利用しながら、設備投資と勤務環境の改善に努めていきましょう。



過去に発行したFAXニュースは、宮崎県医師会ホームページ上でご覧になれます。  
「宮崎県医師会 勤務環境改善支援センター」で検索してください。

本センターは、労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っていますので、ご相談ください。※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。